

上里町有料広告掲載基準

（趣旨）

第1条 この基準は、上里町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

（広告に関する基本的な考え方）

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、公序良俗や住民福祉の理念に沿うもので、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、社会的に信用度が高い情報でなければならない。

2 広告の内容及び表現は、町の広告媒体に掲載するのにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

（規制業種又は事業者）

第3条 要綱第3条第1項第6号の規定により、次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の業種又は風俗営業等類似の業種
- （3） 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触する業者
- （4） 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業（消費者金融等）
- （5） 投機の商品に関する業種
- （6） ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- （7） たばこに関する業種
- （8） 占い、運勢判断に関する業種
- （9） 私的な秘密事項の調査に関する業種
- （10） 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- （11） 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者

（広告掲載内容）

第4条 要綱第3条第1項第6号の規定により、次の各号に定める内容の広告は、広告

掲載を行わない。

- (1) 人権侵害、名誉き損及び差別的なもの
- (2) 法令等に違反又は抵触するもの
- (3) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 町民の健康上、好ましくないとと思われるもの
- (8) 町の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの
- (9) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (10) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町の広告媒体に掲載する広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載基準)

第5条 要綱第3条第2項の規定に基づき、広告表現に関する掲載基準は、次の各号のとおりとし、掲載の都度、広告の内容等を審査する。

- (1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- (2) 投機心、射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス」等
- (3) 裸体姿等必然性のないものや悪戯に好奇心をあおるもの
- (4) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (5) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
- (6) 著作権、肖像権にかかるもの（「無断使用がないか」を確認する。）
- (7) 不当表示にかかるもの
- (8) 人権・プライバシーを不当に侵害するような表現
- (9) 責任の所在が明確でないもの
- (10) 広告の内容が明確でないもの

(業種ごとの基準)

第6条 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。

1 学習塾・予備校・語学教室など

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する（確実な証拠資料が必要）。
- (2) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

2 資格講座

- (1) 資格講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。
- (2) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

3 病院・診療所など

- (1) 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。
- (3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。
- (4) 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」（平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知）に沿った広告内容とすること。

4 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

5 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は用いないこと。
- (2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- (3) 利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。
例：「上里町事業受託事業者」等

6 不動産事業

- (1) 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 不動産の表示に関する公正競争規約（昭和63年公正取引委員会告示第3号）

による表示規制に従う。

- (4) 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。

例：「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等

7 弁護士・公認会計士・税理士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容に限定する。

8 人材募集広告

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していること。

- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるもの又は商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

9 旅行業

- (1) 社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。

- (2) 登録番号及び所在地等を明記する。

10 通信販売業

- (1) 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、町が妥当と判断したものにより掲載する。

- (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条に規定する事項はすべて表示すること。

11 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。

- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護の点で適正なものであること。

- (3) 犯罪被害者の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないもの。

- (4) 有害図書でないもの。

12 映画・興業等

- (1) 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春などの行為を容認するようなものは掲載しない。

- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

- (3) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない。

13 結婚相談所・交際紹介業等

結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記し、掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 労働組合等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

15 募金等

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 73 条に定める社会福祉事業のための寄付金募集に限る。

- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示する。

(町ホームページに関する基準)

第7条 町が管理するホームページに掲載する広告に関しては、町のホームページ内に表示される広告のほか、当該広告がリンクしているWEBページについてもこの基準を適用する。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。